

議案第52号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和3年11月26日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和38年守口市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条から第18条の2まで 略 (期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4から6まで 略 以下 略	第1条から第18条の2まで 略 (期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4から6まで 略 以下 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>第1条から第18条の2まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第18条の2まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで 略</p> <p>以下 略</p>
--	--

(守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年守口市条例第10号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段</p>	<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段</p>

<p>に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在) において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>以下 略</p>	<p>に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在) において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>以下 略</p>
--	--

第4条 守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間に</p>	<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間にお</p>

<p>おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで 略</p> <p>以下 略</p>	<p>けるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで 略</p> <p>以下 略</p>
---	--

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年守口市条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>

以下 略

以下 略

第6条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。